

令和2年9月からマイナポイント事業が始まります

令和2年9月より、マイナンバーカードを保有している方が利用できるマイナポイント事業が開始されます。

【マイナポイントとは…】

キャッシュレス決済サービスを提供するキャッシュレス決済事業者を通じて付与されるポイントです。付与を受けるには、マイキープラットフォーム上で普段利用している決済サービスを選択すると、当該決済サービスを利用した際に、買い物等に利用できるポイント等が付与されます。※キャッシュレス決済事業者：PayPay(株)、JR九州、セブンカードサービス など

【マイナポイントの付与について】

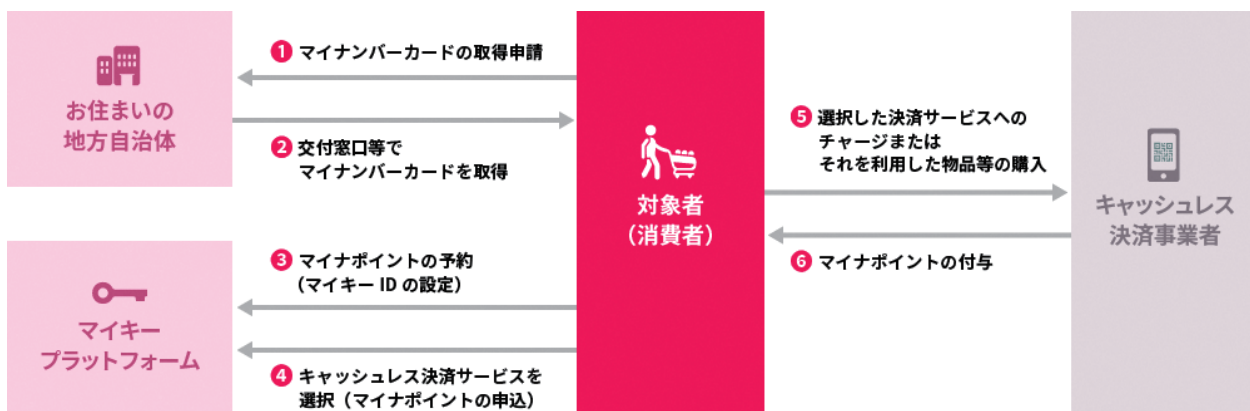
- ・マイナポイントの申込を行った決済サービスの利用額に応じて付与されます。
- ・付与される額は、**チャージ額または購入額の25%(最大5千円分)**です。

※マイナポイントを申込される場合には、令和2年8月末までにマイナンバーカードの作成およびマイキーIDの設定を行う必要があります。

【申込開始(予定)】 令和2年7月から 【事業開始(予定)】 令和2年9月から

※マイナポイントの予約者数が予算の上限に達した場合には、予約を締め切る場合があります。

【マイナポイント事業概要】



※キャッシュレス消費者還元事業におけるキャッシュレス決済サービスとは異なります。

キャッシュレス決済事業者は現在登録中です。

(加盟店は登録の対象となりません。詳しくはキャッシュレス決済事業者 登録要領をご確認ください。)

※予算案が今後の国会で成立することが前提となります。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は…

- ・申請方法：申請書を郵送、もしくはスマートフォン・パソコンからWEB申請

※申請書は、マイナンバー通知カードと共に送付されています。申請書を紛失された場合でも、市民生活課にて再発行することができます。

※WEB申請の場合でも、申請書に記載されたIDが必要となります。

※マイナポイントを申込される場合には、令和2年8月末までにマイナンバーカードの作成およびマイキーIDの設定を行う必要があります。

＜郵送先情報＞

〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター 宛

【お問合せ先】

マイナンバーカードの申請について ⇒ 市民生活課(TEL：0972-82-9511)

マイナポイントについて ⇒ 商工観光・定住推進課(TEL：0972-82-9542)